

令和6年

# 第1回 定例県議会議案

( 附 予 算 説 明 書 )

企 業 局 関 係

群 馬 県



## 令和6年第1回定例県議会議案目次

第64号議案	令和6年度群馬県電気事業会計予算	5頁
第65号議案	令和6年度群馬県工業用水道事業会計予算	9
第66号議案	令和6年度群馬県水道事業会計予算	12
第67号議案	令和6年度群馬県団地造成事業会計予算	15
第68号議案	令和6年度群馬県施設管理事業会計予算	19
第69号議案	群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める 条例の一部を改正する条例	22
第70号議案	群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例	23

## 予算説明書目次

令和6年度群馬県電気事業会計予算実施計画	27頁
令和6年度群馬県工業用水道事業会計予算実施計画	58
令和6年度群馬県水道事業会計予算実施計画	82
令和6年度群馬県団地造成事業会計予算実施計画	106
令和6年度群馬県施設管理事業会計予算実施計画	127

## 予算附属説明書目次

令和6年度群馬県企業局予算総括表	155頁
令和6年度群馬県企業局予算の概要	156
企業債の令和4年度末における現在高並びに令和5年度末及び 令和6年度末における現在高の見込みに関する調書	161
令和6年度の主要事業	162



## 第64号議案

### 令和6年度群馬県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度群馬県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 発電所数、年間目標供給量及び年間電力料金

区 分	発 電 所 数	年間目標供給量	年間電力料金
水 力 発 電	33 か所	649,183,000kWh	10,430,393 千円
汽 力 発 電	1 か所	12,386,000kWh	360,234 千円
太 陽 光 発 電	3 か所	4,119,000kWh	165,467 千円
合 計	37 か所	665,688,000kWh	10,956,094 千円

(2) 主要な建設改良事業

イ 霧積発電所建設事業

899,133 千円 (最大出力 372kW、総事業費 949,000 千円)

ロ ほたかのめぐみ かわば発電所建設事業

60,290 千円 (最大出力 198kW、総事業費 753,800 千円)

ハ 四万発電所リニューアル事業

5,410,665 千円 (最大出力 4,990kW、総事業費 7,128,000 千円)

ニ 白沢発電所リニューアル事業

2,067,521 千円 (最大出力 26,600kW、総事業費 14,600,000 千円)

ホ 関根発電所水車発電機復旧事業

1,767,655 千円 (最大出力 7,800kW、総事業費 5,500,000 千円)

ヘ 既設発電所の設備改良事業

1,917,370 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	電気事業	収益	12,033,335千円
第1項	営業	収益	11,912,865千円
第2項	財務	収益	4,414千円
第3項	営業外	収益	78,281千円
第4項	特別	利益	37,775千円

支		出	
第1款	電気事業	費用	8,791,749千円
第1項	営業	費用	8,090,112千円
第2項	財務	費用	3,893千円
第3項	営業外	費用	144,703千円
第4項	特別	損失	453,041千円
第5項	予備	費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,155,957千円は、企業債等償還積立金47,258千円、建設改良積立金2,912,728千円、別途積立金1,250,000千円、過年度分損益勘定留保資金10,793,063千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,152,908千円で補てんするものとする。）。

収		入	
第1款	電気事業	資本的収入	367,425千円
第1項	補助	金	20,000千円
第2項	長期貸付金	償還金	335,182千円
第3項	投資有価証券	償還金	12,243千円

支		出	
第1款	電気事業	資本的支出	16,523,382千円
第1項	建設改良	費	12,895,874千円
第2項	企業債	償還金	47,258千円
第3項	出資金及び貸付金		2,230,250千円

第4項 利益剰余金繰出金 1,250,000千円

第5項 予備費 100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
中之条発電所修繕工事請負契約	令和7年度	1,989
中之条ダム発電所修繕工事請負契約	令和7年度	1,260
田口発電所修繕工事請負契約	令和7年度	12,540
発電所修繕工事請負契約	令和7年度	100,000
利根発電事務所保守業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	43,062
吾妻発電事務所保守業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	48,146
坂東発電事務所保守業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	33,942
渡良瀬発電事務所保守業務委託等契約	令和7年度から 令和8年度まで	47,605
管理総合事務所保守業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	24,268
白沢発電所リニューアル事業(導水路改修工事外)請負契約	令和7年度から 令和9年度まで	1,329,000
関根発電所設備改良事業請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	110,220
利南発電所設備改良事業請負契約	令和7年度	30,118
東発電所設備改良事業請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	1,010,606
小平発電所設備改良事業請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	490,802
沢入発電所設備改良事業請負契約	令和7年度	187,627
広池発電所設備改良事業請負契約	令和7年度	14,355
板倉ニュータウン太陽光発電所修繕工事請負契約	令和7年度	20,185
群馬県企業局事業管理システム運用業務委託契約	令和7年度	2,299
群馬県企業局再生可能エネルギー・脱炭素化研究開発等助成金	令和7年度	200,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,521,223千円

(2) 交際費 258千円

**令和6年2月15日提出**

**群馬県知事 山本 一 太**



## 第65号議案

### 令和6年度群馬県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度群馬県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数、年間協定給水量及び年間給水料金

区 分	給水事業所数	年間協定給水量	年間給水料金
渋川工業用水道	8事業所	41,471,300 m <sup>3</sup>	616,619 千円
東毛工業用水道	100事業所	30,747,809 m <sup>3</sup>	1,143,870 千円
合 計	108事業所	72,219,109 m <sup>3</sup>	1,760,489 千円

(2) 主要な建設改良事業

イ 既設工業用水道施設の設備改良事業

394,924 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 2,052,598千円

第1項 営 業 収 益 1,760,489千円

第2項 営 業 外 収 益 292,109千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用 2,184,485千円

第1項 営 業 費 用 1,971,126千円

第2項 営 業 外 費 用 193,359千円

第3項 予 備 費 20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額762,645千円は、企業債等償還積立金258,872千円、当年度分損益勘定留保資金472,071千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,702千円で補てんするものとする。）。

収	入	
第1款 工業用水道事業資本的収入		376,610千円
第1項 他会計からの長期借入金		376,000千円
第2項 投資有価証券償還金		610千円
支	出	
第1款 工業用水道事業資本的支出		1,139,255千円
第1項 建設改良費		394,924千円
第2項 企業債償還金		431,015千円
第3項 出資金及び貸付金		100,000千円
第4項 他会計からの長期借入金償還金		163,316千円
第5項 予備費		50,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
渋川工業用水道 配水管路強靱化詳細設計委託契約	令和7年度	80,080
渋川工業用水道 取水ポンプ場予備発電機点検工事請負契約	令和7年度	16,170
東毛工業用水道 北区配水ポンプ分解点検工事請負契約	令和7年度	22,440
東毛工業用水道 配水管路設備点検委託契約	令和7年度	26,400
東毛工業用水道 館林工業団地（近藤町）配水管路撤去工事請負契約	令和7年度	19,800
東毛工業用水道 北西ルート配水管路強靱化予備設計業務委託契約	令和7年度	36,960
群馬県企業局事業管理 システム運用業務委託契約	令和7年度	418

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 249,291千円

(2) 交際費 102千円

**令和6年2月15日提出**

**群馬県知事 山本 一 太**

## 第66号議案

### 令和6年度群馬県水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度群馬県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域、年間協定給水量及び年間給水料金

区 分	給 水 区 域	年間協定給水量	年間給水料金
群 馬 県 水 道	5市2町1村	66,923,480m <sup>3</sup>	4,390,019千円

(2) 主要な建設改良事業

イ 県央第一水道建設事業（1系浄水処理施設）

357,371千円（総事業費4,259,000千円）

ロ 既設水道施設の設備改良事業

438,243千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	水 道 事 業	収 益	4,747,321千円
第1項	営 業	収 益	4,487,528千円
第2項	営 業 外	収 益	259,793千円
支		出	
第1款	水 道 事 業	費 用	4,624,193千円
第1項	営 業	費 用	4,214,975千円
第2項	営 業 外	費 用	309,218千円
第3項	予 備	費 用	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,844,867千円は、企業債等償還積立金887,635千円、建設改良積立金538,990千円、過年度分損益勘定留保資金343,362千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額74,880千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 水道事業資本的収入	29,336千円
第1項 工事費負担金	29,336千円
支 出	
第1款 水道事業資本的支出	1,874,203千円
第1項 建設改良費	886,568千円
第2項 企業債償還金	887,635千円
第3項 予備費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
県央第一水道事務所1系浄水処理施設 監視制御設備改修工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	71,400
県央第一水道事務所金古受水点 TM/TC装置設置外工事請負契約	令和7年度	24,119
県央第一水道事務所金古受水点 計装設備設置外工事請負契約	令和7年度	23,496
県央第一水道事務所活性炭制御盤 インバータ取替外工事請負契約	令和7年度	2,060
県央第一水道事務所前処理薬品注入 設備設置工事請負契約	令和7年度	29,040
県央第二水道事務所 監視制御設備改造工事請負契約	令和7年度	21,780
県央第二水道事務所高区中継ポンプ場 予備発電設備分解点検工事請負契約	令和7年度	9,240
県央第二水道事務所高区中継ポンプ場 受変設備直流電源装置更新外工事請負契約	令和7年度	17,542
県央第二水道事務所高区中継ポンプ場 MCCB更新外工事請負契約	令和7年度	5,544

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
県第二水道事務所 1-2 薬品注入ポンプ用 インバータ更新外工事請負契約	令 和 7 年 度	1,320
県 第 二 水 道 事 務 所 1 系 中塩、後塩注入ポンプ更新外工事請負契約	令 和 7 年 度	58,410
県 第 二 水 道 事 務 所 油分計設置外工事請負契約	令 和 7 年 度	23,100
群 馬 県 企 業 局 事 業 管 理 システム運用業務委託契約	令 和 7 年 度	836

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費                      507,559千円

(2) 交 際 費                              173千円

**令和6年2月15日提出**

**群馬県知事 山 本 一 太**

## 第67号議案

### 令和6年度群馬県団地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度群馬県団地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 分譲

区 分	分 譲 面 積	分 譲 収 益
イ 産 業 団 地 分 譲	148,253 m <sup>2</sup>	4,747,182 千円
長 野 原 向 原 団 地	10,354 m <sup>2</sup>	
高崎玉村スマートIC北地区工業団地	137,899 m <sup>2</sup>	
ロ 住 宅 団 地 等 分 譲	50,645 m <sup>2</sup>	1,181,797 千円
三 原 田 住 宅 団 地	(1 区画) 289 m <sup>2</sup>	
城 の 岡 住 宅 団 地	(2 区画) 577 m <sup>2</sup>	
ふれあいタウンちよだ (住宅用地)	(10 区画) 2,671 m <sup>2</sup>	
	(商業用地) (1 区画) 1,323 m <sup>2</sup>	
板倉ニュータウン (住宅用地)	(20 区画) 5,165 m <sup>2</sup>	
	(商業用地) (1 区画) 773 m <sup>2</sup>	
	(業務用地) (1 区画) 39,847 m <sup>2</sup>	

(2) 主要な建設改良事業

区 分	土地造成費	造成面積
イ 産業団地造成	6,342,150千円	113.0ha
館林北部第四工業団地	442,700千円	19.3ha
伊勢崎南部国領産業団地	1,446,450千円	18.6ha
沼田横塚産業団地	145,000千円	18.9ha
H地区（東毛）	4,308,000千円	56.2ha
ロ 住宅団地等造成	721,300千円	3.2ha
板倉ニュータウン（住宅用地）	721,300千円	3.2ha

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 団地造成事業収益	5,988,241千円
第1項 営業収益	5,985,911千円
第2項 営業外収益	2,330千円
支 出	
第1款 団地造成事業費用	5,244,581千円
第1項 営業費用	5,200,400千円
第2項 営業外費用	9,181千円
第3項 予備費	35,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,851,970千円は、建設改良積立金261,896千円及び過年度分損益勘定留保資金7,590,074千円で補てんするものとする。）。



収 入	
第1款 団地造成事業資本的収入	74千円
第1項 雑 収 入	74千円
支 出	
第1款 団地造成事業資本的支出	7,852,044千円
第1項 土 地 造 成 費	7,508,174千円
第2項 開 発 調 査 費	157,000千円
第3項 業 務 設 備 整 備 費	71,870千円
第4項 出 資 金 及 び 貸 付 金	15,000千円
第5項 予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
群馬県企業局事業管理システム運用業務委託契約	令和7年度	418

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費                   259,878千円

(2) 交 際 費                       130千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
1 取得する資産	土地	H 地 区	( 東 毛 )		513,000 m <sup>2</sup>

種	類	名	称	数	量	処分の態様
2 処分する資産	土地	高崎玉村スマート IC 北地区工業団地		137,899 m <sup>2</sup>		売払い
	土地	板倉ニュータウン (業務用地)		39,847 m <sup>2</sup>		同

令和6年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

## 第68号議案

### 令和6年度群馬県施設管理事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度群馬県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 賃貸等

区 分	賃 貸 収 益 等	事 業 規 模 等
イ 格納庫賃貸収益	51,069 千円	賃貸棟数 3 棟
ロ ビル賃貸収益	150,898 千円	賃貸面積 4,180 m <sup>2</sup>
ハ ゴルフ場使用収益	522,679 千円	施設数 4 施設 年間利用者数 180,000 人

(2) 主要な建設改良事業

イ 板倉ゴルフ場クラブハウス建設工事

680,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 格納庫事業	収益	51,100千円
第1項 営業	収益	51,099千円
第2項 営業外	収益	1千円
第2款 賃貸ビル事業	収益	177,074千円
第1項 営業	収益	174,898千円
第2項 営業外	収益	2,176千円
第3款 ゴルフ場事業	収益	522,751千円
第1項 営業	収益	522,679千円

第2項 営業外収益	72千円
支 出	
第1款 格納庫事業費用	11,451千円
第1項 営業費用	11,451千円
第2款 賃貸ビル事業費用	219,823千円
第1項 営業費用	218,695千円
第2項 営業外費用	128千円
第3項 予備費	1,000千円
第3款 ゴルフ場事業費用	473,758千円
第1項 営業費用	445,516千円
第2項 営業外費用	18,242千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額350,080千円は、企業債等償還積立金171,871千円、当年度分損益勘定留保資金88,258千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額89,951千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 賃貸ビル事業資本的収入	99,990千円
第1項 他会計からの長期借入金	99,990千円
第2款 ゴルフ場事業資本的収入	769,260千円
第1項 他会計からの長期借入金	769,260千円
支 出	
第1款 格納庫事業資本的支出	3,000千円
第1項 予備費	3,000千円
第2款 賃貸ビル事業資本的支出	112,390千円
第1項 建設改良費	100,390千円
第2項 他会計からの長期借入金償還金	7,000千円
第3項 予備費	5,000千円

第3款 ゴルフ場事業資本的支出	1,103,940千円
第1項 建設改良費	889,069千円
第2項 他会計からの長期借入金償還金	164,871千円
第3項 予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
群馬県企業局事業管理システム運用業務委託契約	令和7年度	209

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 66,082千円

(2) 交際費 85千円

**令和6年2月15日提出**

**群馬県知事 山本 一 太**

## 第六十九号議案

### 群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十三年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年二月十五日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を加えようとするものである。

## 第七十号議案

### 群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年群馬県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十五条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和六年九月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

令和六年二月十五日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 高浜発電所の廃止等を行おうとするものである。

